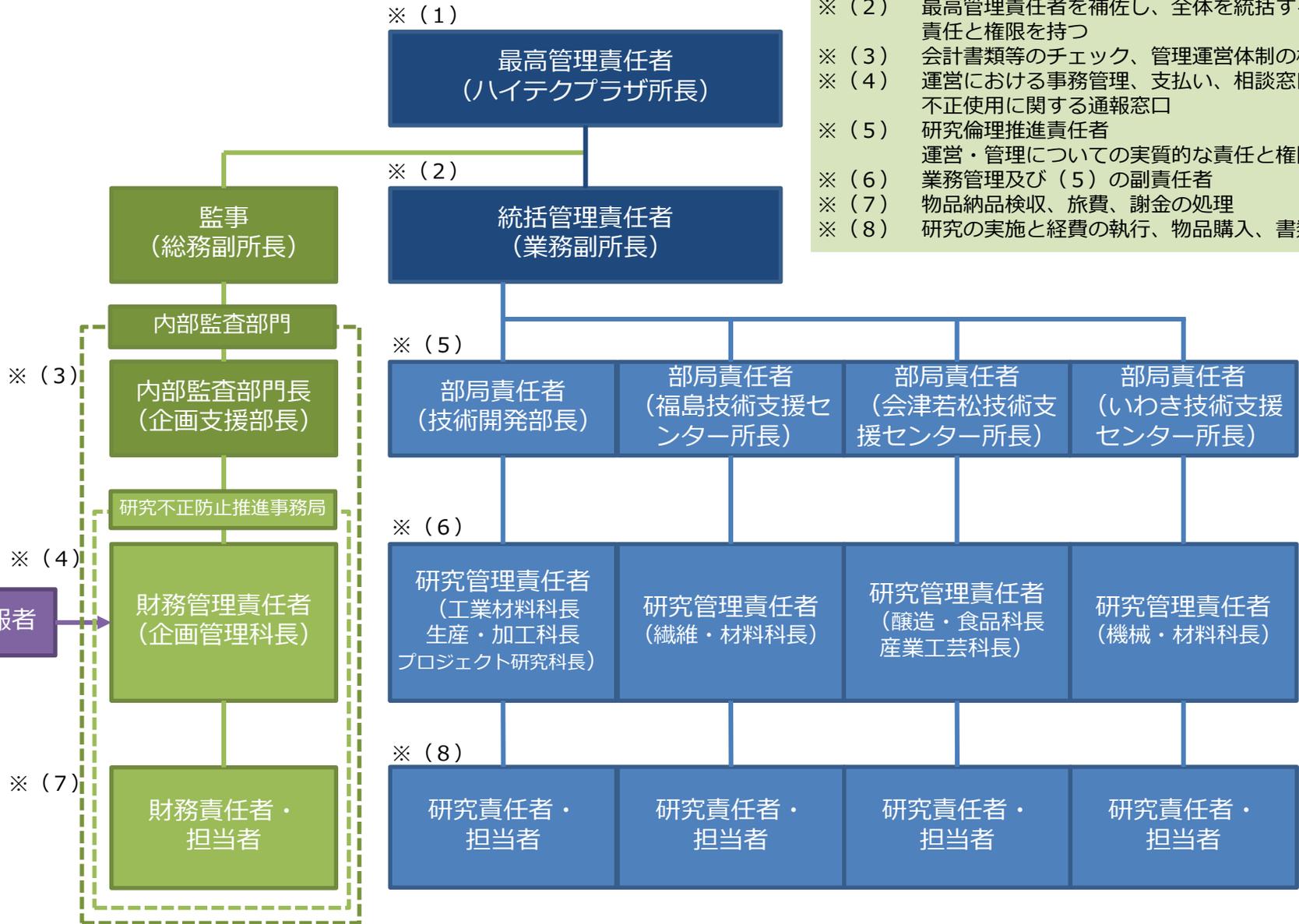


# 福島県ハイテクプラザの研究活動に係る運営管理の責任体制

- ※ (1) 運営・管理についての最終責任を負う。
- ※ (2) 最高管理責任者を補佐し、全体を統括する実質的な責任と権限を持つ
- ※ (3) 会計書類等のチェック、管理運営体制の検証
- ※ (4) 運営における事務管理、支払い、相談窓口  
不正使用に関する通報窓口
- ※ (5) 研究倫理推進責任者  
運営・管理についての実質的な責任と権限をもつ
- ※ (6) 業務管理及び (5) の副責任者
- ※ (7) 物品納品検収、旅費、謝金の処理
- ※ (8) 研究の実施と経費の執行、物品購入、書類作成



通報者